

マルクス生誕200年記念

物象化のもとでの「普遍的資産」と所有権原理

—ヘーゲル・マルクス関係の一考察として—

明石 英人（駒澤大学准教授）

ヘーゲル『法哲学』によれば、市民社会に生きる人々の労働を介して「欲求の体系」が形成される時、そこには「普遍的資産」が生み出される。人々はそれぞれの能力や特性を発揮し、現実に労働しつつ、商品交換によって他者の労働の成果に依存しながら生活を維持するのである。このとき労働を通じた自己確証・相互承認は、人々のアイデンティティ形成の重要な要素となる。しかし、市場においては偶然性が支配するから、深刻な経済的格差が生じる。それについて人々の生活を防衛するための手段・制度が必要になる。

以上のことは、自己労働に基づく所有権の保障、またそれを前提にしたセーフティネット構築の必要性という議論として理解すればよいのだろうか？ヘーゲルはむしろ、近代的所有権の形式性・抽象性を超出する人倫の可能性を考察しようとしていたのではないか？欲求の体系における人倫的なものには、格差、貧困といった問題だけでなく、かつてルカーチが『若きヘー

ゲル』で指摘したような物象化の問題も絡みついているのではないかと。つまり、自然発生的な社会的分業における意識活動の事後性・偶然性・恣意性などが、抽象法の形式的普遍性を通じて、自己労働にもとづく所有権の保障という近代的な統合原理に結びつくのではないかと。それを前提したままでは、いくら福祉行政的諸施策や職業団体による諸活動、国家諸制度のはたらきが広く展開されても、人倫の最高段階には到達しえないのではないかと。

本発表では、『法哲学』市民社会章の「普遍的資産」と『精神現象学』理性章の「事そのもの」とを照応させ、両者を社会的分業のもとで労働する諸個人の関係性の総体として理解する。そこで陶冶された諸個人が形成する精神的・物質的「能力＝資産」は、抽象法においては形式的な普遍性へと矮小化されるのだが、他方でそれは、市民社会において潜在的に形成されている人倫的なものの基盤であり（潜在的な主語としての「事そのもの」として）、将来社会の高度な人倫への「通過点」なのである。

まずは、アクセル・ホネットによる「『法哲学』の再生」の議論を検討する。それによれば、抽象法と道徳のもとでの諸個人の自由は一面的である。抽象法レベルでは、諸個人は所有権を基本とする諸権利の主体として、すなわち人格として形式的に尊重されるが、それぞれの実質的な社会的背景はまったく度外視される。道徳レベルでは、主観的な反省のもとで、内面的な自由が確保されたとしても、客観的な社会環境との接点が軽視される可能性がある。両レベルでのこうした一面的な自由が、社会病理としての歪みをもたらすが、ヘーゲルは人倫における三つの相互行為の範型によって、この歪みを乗り越えようとする。その意味で、人倫は「コミュニケーション関係という基本財（Grundgut）」である。抽象法と道徳段階での一面的自由を克服するために、家族・市民社会・国家段階での水平的なコミュニケーション的關係が展開されるべきなのだが、ヘーゲルは実定法的・国家制度的な後ろ盾を強調しすぎるために、その帰結として反民主主義的な立憲君主体制が導出されてしまったという。

以上のようなホネットの『法哲学』読解は、一面的な自由がもたらした歪みが人倫という社会的実践の場でいかに克服されるのかに焦点をあてたものである。「人倫の領域に妥当しなければならないのは、個人の自己実現、相互承認、そしてそれにふさわしい教養形成過程を保証しうるものであるはずの相互行為の実践から成るのでなければならないということである」とする彼の解釈には基本的に賛同したい。ただし、彼はコミュニケーション的相互行為のみに着目するので、労働を介した自己確証・相互承認を捨象してしまう。この点は発表者の解釈とは大きく異なる。人倫を位置づけるにあたって対比的に述べるとすれば、ホネットが重視するのが「コミュニケーション関係という基本財」であるのに対し、発表者が重視するのは、諸個人の労働が織りなす「普遍的資産」ないしは「事そのもの」である。

『精神現象学』における「事そのもの」や『法哲学』の「普遍的資産」を労働する諸個人が織りなす社会的関係性として理解すれば、自己労働にはさまざまな契機が含まれ、かつ人倫的な要素が不可分に結びついていることがわかる。しかし、「普遍的資産」は資本主義的生産様式においては、物象化のもとで、所有権原理によって矮小化された形で把握される。そのため、外側からポリツァイの介入を接合しても、また内側からコルポラツィオンによって相互扶助を図っても、人倫的なものは大きな限界に直面するであろう。それは今日の社会国家（福祉国家）が抱える多くの問題—とりわけ新自由主義イデオロギーのもとでの社会保障削減や労働組

合の弱体化—と重なっている。

マルクスが「ヘーゲル国法論批判」で述べたように、そうした公的介入や中間団体は、市民社会と政治的国家との分裂という近代的二元論を十分に媒介することができない。そもそも自然発生的な社会的分業のもとでは、「事そのもの」が現実の主語となることができないのは、物象化という必然的に生じる現象のために、個別意識が普遍性との結びつきを十全に把握することができないからであった。もちろん、ヘーゲル自身は、市民社会での陶冶のうえで、職業的諸身分および職業団体が政治的機能をもち、特殊性と普遍性が自覚的に結びつくと考えている。しかし、ヘーゲルの議論に物象化論を読み込むことができるとすれば、あるいは、ヘーゲル『法哲学』とマルクス物象化論の適切な対話が行われるとすれば、新たな問題設定が可能になるのではないか。そこでは、近代社会における社会的分業の中で、自己を確証し、相互承認を得ようとする諸個人によって現実がどのように把握されるのかという問題が、より詳細に展開されるはずである。労働する諸個人の行為を通じた個性あるいは特殊性と普遍性との相互浸透が、きわめて制約された形で主観的に把握されるなかで、「普遍的資産」という包括的な精神的・物質的ファンドを未来社会建設のために生かす民主的方法をヘーゲルとマルクスの対話から探っていくべきなのである。